（負担金）

第三十四条の十　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十五第二項の規定により負担金の額及び徴収方法について認可を受けようとするときは、負担金の額及び徴収方法を記載した申請書に負担金の額の算出の基礎を記載した書類を添付して地方運輸局長に提出しなければならない。

2　法第四十三条の十五第五項の国土交通省令で定める率は、一万分の四とする。

3　法第四十三条の十五第六項の国土交通省令で定める事由は、天災その他負担金を納付しないことについてのやむを得ない事由とする。

（区分経理の方法）

第三十四条の十一　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業に関する経理について特別の勘定を設け、一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業に関する経理と区分して整理しなければならない。

2　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業と一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配分して経理しなければならない。

（諮問委員会の委員の任命）

第三十四条の十二　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十七第三項の規定により諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。この場合において、任命しようとする者が、一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者又は一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者であるときは、それぞれ当該団体が推薦する者であることを証する書面を添付しなければならない。

第三十五条を次のように改める。

（役員の選任及び解任）

第三十五条　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十八第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十八第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の解任の認可を受けようとするときは、解任しようとする役員の氏名及び解任の理由を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

第六十六条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第二項中「同項第十号に掲げる場合にあってはあらかじめ、同項第十一号及び第十二号」を「同項第十号及び第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に改め、同条第三項中「第十号、第十一号又は第十二号」を「第十号又は第十一号」に改め、同項第四号中「第一項第十二号」を「第一項第十一号」に改め、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）の施行の日（平成二十八年十二月二十日）から施行する。

○国土交通省令第八十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中「太田町四丁目四十七番地」及び「元浜町三丁目二十一番二号」を「本町四丁目四十三番地」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十二月十九日から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十四号

一般社団法人全国銀行協会より、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の七十八第一項の規定による届出（同法第五十二条の六十三第一項第二号に定める主たる事務所の所在地の変更）があったので、同法第五十二条の七十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

金融庁長官　森　信親

一　変更前の主たる事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目三番一号

二　変更後の主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　変更の年月日　平成二十八年十一月二十一日

○金融庁
財務省告示第十号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

「ジェー・ピー・モルガン　クリアリング　コープ」を削り、「デクシア　バンク　インターナショナル　ルクセンブルグ」を「バンク　インターナショナル　ルクセンブルグ」に改め、「デッシュ六十九」を「アルクセンブルグ」に改め、「デッシュ六十九」を「アールビーシー　インベストメント　サービシーズ（アジア）リミテッドの項の次に次のように加える。

バンク　オブ　シンガポール　シンガポール共和国　チュリア　ストリート　六十三　リミテッド

○金融庁
農林水産省告示第七号

一般社団法人全国銀行協会より、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の八第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の七十八第一項の規定による届出（農林中央金庫法第九十五条の八第一項で準用する銀行法第五十二条の六十三第一項第二号に定める主たる事務所の所在地の変更）があったので、農林中央金庫法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

金融庁長官　森　信親
農林水産大臣　山本　有二

一　変更前の主たる事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目三番一号

二　変更後の主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　変更の年月日　平成二十八年十一月二十一日

○法務省告示第六百四十七号

埼玉県川口市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年一月十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、川口市役所又はさいたま地方法務局に照会すること。

平成二十八年十二月十九日

法務大臣　金田　勝年

埼玉縣北足立郡戸塚村大字戸塚七百九十八番地
田村友太郎

○法務省告示第六百四十八号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年一月十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。